

生駒市規則第9号

生駒市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市景観条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市景観条例施行規則（平成22年12月生駒市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第3条第2項中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条第3項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第5条第1項中「第9条第7項第1号」を「第10条第7項第1号」に改め、同条第2項中「第9条第7項第4号」を「第10条第7項第4号」に改め、同条第3項及び第4項中「第9条第7項第5号」を「第10条第7項第5号」に改める。

第7条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第1号及び第2号中「第9条第6項」を「第10条第6項」に改め、同条第3号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第8条中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第11条中「第15条」を「第16条」に改める。

第14条中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第19条第1項中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第20条第1項中「第20条第6項」を「第21条第6項」に改める。

別表中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に、「第9条第1項第2号」を「第10条第1項第2号」に改める。

様式第4号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

様式第6号中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。